

国保税の納税通知書の見かた

令和8年度 国民健康保険税 納入通知書

396-0013
長野県伊那市下新田
3050番地

伊那 太郎 様

納税義務者は世帯主となります。
国保税は同じ世帯の国保加入者分を
まとめて計算し、世帯主に納付して
いただきます。

普通徴収: 納付書または口座でのお支払い
(引き落とし口座情報は別所記載)
特別徴収: 年金からの天引き

保険税納付方法等	
徴収方法	普通徴収
納税義務者	
生年月日	
住所	
特別徴収義務者	特別徴収(年金から天引き) 以外の方は*が表示されます
特別徴収対象事業	
特別徴収対象年金額	

前回決定額	0円
今回決定額	288200円

国保税の年税額

1枚目

・国保税計算の基となる金額
・課税標準額は、前年の合計所得から
43万円を控除した金額。

今回決定額の賦課明細

国民健康保険税 賦課明細書

区分	所得割			資産割			被保険者均等割			世帯別平等割
	課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	課税標準額 ④	資産割率 ⑤	資産割額 ⑥=④×⑤	1人あたり 均等割額⑦	被保険者数 ⑧	均等割額 ⑨=⑦×⑧	平等割額⑩ 特定
医療分										
支援金分										
介護分										
子ども分										
医療分										
支援金分										
介護分										
子ども分										

資産割は廃止されたため、
*が記載されています。

区分	算出合計額					軽減額 ⑪	限度超過額 ⑫	月割増減額 ⑬	減免額 ⑭	年間保険税額 (A-⑪-⑫+⑬-⑭)
	A=③+⑥+⑨+⑩	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額					
医療分										
支援金分										
介護分										
子ども分										
医療分										
支援金分										
介護分										
子ども分										
合計										

前回決定額 0円 今回決定額 288200円

所得が一定水準以下の
場合に軽減される割合

加入していない月分を月割りで減額する金額と
100円未満の切り捨てられる端数の合計

3枚目

納付年月/普通徴収の納期	決定(変更)前(円)		決定(変更)後(円)		納付済額(円)		差引納付税額(円)	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
令和8年6月 第1期							36,200	
令和8年7月 第2期							28,000	
令和8年8月 第3期			28,000				28,000	
令和8年9月 第4期			28,000				28,000	
令和8年10月 第5期			28,000				28,000	
令和8年11月 第6期			28,000				28,000	
令和8年12月 第7期							28,000	
令和9年1月 第8期							28,000	
令和9年2月 第9期			28,000				28,000	
令和9年3月 第10期			28,000				28,000	
合計			288,200				288,200	

国保税が年金から天引きになる場合
(特別徴収)の各年金受給月に天引き
させていただく金額です。年金振込通
知書に記載されている金額から変更と
なっている場合があります。

該当する金額がない部分には
*または0が記載されています。

納付済額は通知作成時点で確認がとれているも
のが記載されます。直前に納めていただいた税額は
納付済額に反映されていないことがあります。

・納付書または口座振替の場合の納期ごとに納めていただく金額です。
・年税額を3月までの納期の数で割った金額が、各納期の納付額になります。
(1,000円未満の金額については、一番最初の納期にまとめて納めていただきます。)

2枚目

4枚目

国民健康保険税個人明細書

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G: 擬制世帯主 S: 非自発的失業者(月)												未申告 該当	所得割(円)	資産割(円)	均等割(円)	平等割(円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
伊那 太郎	医療	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G			0		
	支援金	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G			0		
	介護															0		
伊那 花子	子ども	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G			0		
	医療	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			0		
	支援金	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			0		
伊那 高雄	介護	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			0		
	子ども	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			0		
	医療					S	S	S	S	S	S	S	S			0		
	支援金					S	S	S	S	S	S	S	S			0		

個人ごとの税額は軽減等が
反映されないため、参考値と
してご覧ください。

・*・Sは国保税の対象となる月(月の末日に国保に加入している場
合に国保税の課税対象となります。)
・Gは世帯主が国保に加入していない場合
・Sは非自発的失業軽減の申請により、国保税が軽減されている方
・空欄は国保税の対象とならない月(年税額から月割りで減額します。)

前年所得が申告されていない
方に表示されます。税務署ま
たは市役所にて申告を行う必
要があります。

資産割は廃止されたため、
0が記載されています。

国保税の年税額の計算は、一度年額の積算合計(A)を計算してから、軽減措置(⑪)分を差し引き、さらに、未就学児は均等割額
の5割を軽減し、国保に加入していない月分があれば、月割りで減額をします。年度の途中から国保に加入された方や、国保資格
を喪失した方がこの月割減額(⑬)の対象となります。
年度の途中で75歳になり、後期高齢者医療保険に移る場合なども月割減額の対象となり、あらかじめ国保税の対象とならない月
分を差し引いて年税額を算出します(例: 上記花子さんの2月、3月分)。
また、申請により減免を受けている場合は、その減免額等を差し引いて年額を算出します。
この年税額を3月までの納期数で割った金額が、左記のとおり納期ごとの納付額になります。